

軽種馬経営者のみなさまへ

(令和5年版)



収入保険は農業者の経営努力では避けられない
様々な**リスク**による収入減少を補償します！

平年を超えるような不受胎・流産・死亡で**収入減少**

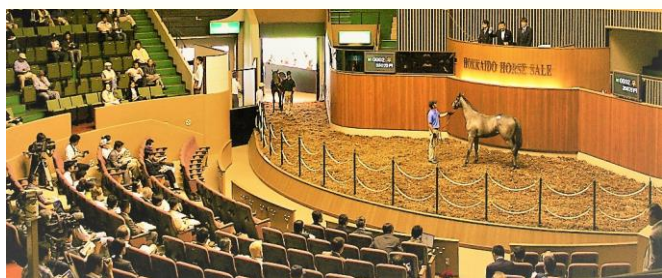
繁殖牝馬	保険期間に出荷を見込んだ種付頭数	← 保険期間(出荷予定) →
A	種付 → 不受胎	
B	種付 → 受胎	→ 流産
C	種付 → 受胎	→ 出生 → 死亡
D	種付 → 受胎	→ 出荷

※繁殖牝馬Aの不受胎は、新規加入の場合は保険期間開始前事故(対象外)

病気で営農**不能**



市場価格が**下落**



その他

- ・自然災害
- ・盗難
- ・運送中の事故
- ・取引先の倒産

など

農業共済と収入保険は国が実施する農業保険です

農業共済

家畜共済 : 個体を基準とした保険

- ・個体が死亡、廃用時に補償します。
- ・出生後すぐには加入できません。
- ・育成馬を共済目的とする家畜共済の死亡廃用共済に加入している場合、収入保険には加入できません。

収入保険



過去の収入金額を
基準とした保険

- ・加入される方は、青色申告を行い、帳簿書類を備え付け、取引を記録し、かつ保存していることが必要です。
- ・基準収入金額から収入が一定程度以上減収した場合、補償します。
- ・収入は青色申告決算書をもとに算定します。
- ・家畜共済と同時に加入できるものとできないものがあります。

収入保険のしくみ

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 加入申請時に青色申告「正規の簿記」または「簡易簿記」の実績が1年分あれば加入できます。

現金主義の特例による青色申告は該当しません。

対象収入

農業者が自ら生産・育成した馬や牧草、胎盤等の販売収入全体

※ただし、預託料、繁殖牝馬の販売、生産者賞などの収入は対象外です。

基準収入の算定方法

過去5年の平均収入と見込農業収入金額のどちらか低い金額が、基準収入となります。

見込農業収入金額は次の式により算出されます。

$$\text{見込農業収入金額} = \left(\begin{array}{c} \text{保険期間} \\ \text{出荷予定として種付} \\ \text{けた頭数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{1頭当たり} \\ \text{販売金額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{販売金額} \\ \div \\ \text{種付け} \\ \text{頭数} \end{array} \right)$$

過去5年間の実績から3力年以上の平均金額

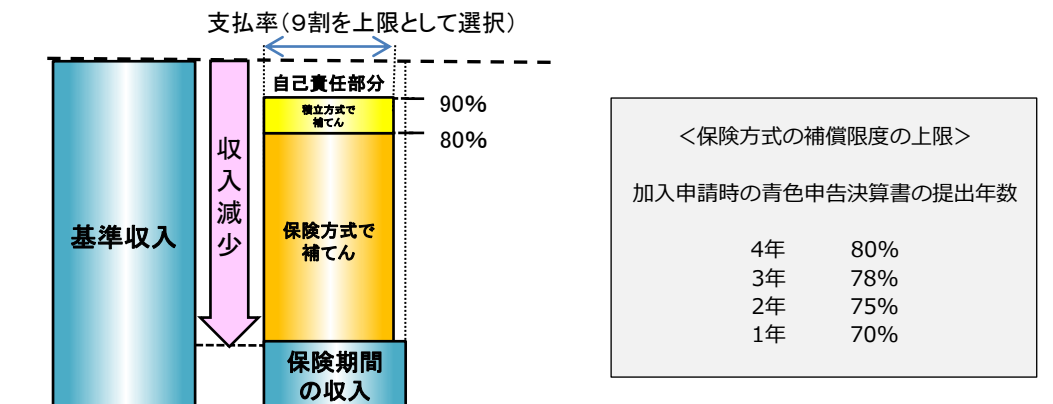
保険期間開始前事故頭数分は除く(新規加入の場合)

※厩舎面積の増加または過去の農業収入の増減率を反映して算出した金額を基準収入金額として設定できる特例があります。

補償限度額と支払率

補償限度額は、保険方式は80%～50%の範囲で、積立方式は10%、5%のどちらかを選択できます。

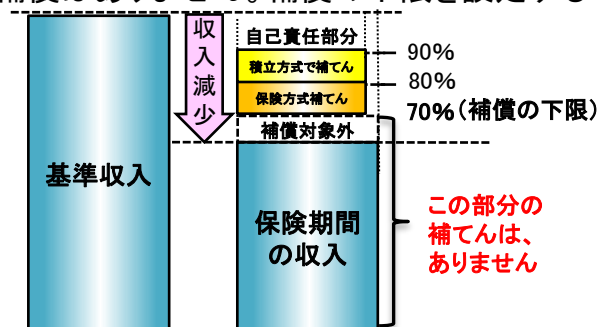
支払率は、保険方式は90%～50%(10%単位)、積立方式は90%～10%(10%単位)で選択可能です。



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険方式では補償の下限を設定できます

保険方式では、補償の下限(50%～70%)を設定できます。補償の下限より保険期間の収入が下回った部分の補償はありません。補償の下限を設定することで、保険料をお安くすることができます。(表1)



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合
補償の下限を70%に設定した場合

表1: 保険料率(令和5年から適用)

	保険方式	80%	78%	75%	70%	60%	50%
下限	なし	2.357%	2.087%	1.738%	1.291%	0.731%	0.434%
	50%	2.124%	1.847%	1.484%	1.022%	0.409%	
	60%	1.860%	1.576%	1.206%	0.714%		
	70%	1.304%	1.001%	0.598%			

※1/2の国庫補助があります。

危険段階別の保険料率

保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料が変動します。

(表2)

- ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。
- ・ 保険金の受取りがあれば、その金額に応じて上がります。

加入時にご用意いただくもの（過去4年分）

- ・ 青色申告決算書、業務報告書
- ・ 所得税の確定申告書B第1表
- ・ 雑収入の内訳が分かる帳簿等
- ・ 年度ごとに所有している繁殖牝馬ごとの種付け・出産の状況と当該繁殖牝馬から出生した仔馬の販売状況がわかる帳票等

表2：危険段階別保険料率

(保険方式80%、下限なし)

危険段階区分	保険料率(%)
10	5.028
9	3.398
8	3.282
7	3.166
6	3.051
5	2.935
4	2.820
3	2.704
2	2.588
1	2.473
0	2.357
-1	2.241
-2	2.126
-3	2.010
-4	1.894
-5	1.779
-6	1.663
-7	1.548
-8	1.432
-9	1.316
-10	1.179

※令和5年から適用

※1/2の国庫補助があります。

家畜共済との同時加入

収入保険に加入する場合は、育成馬の死亡廃用共済には同時加入できません。(表3)

表3：収入保険に加入して家畜共済を利用する場合

用 途	家畜共済	
	死亡廃用	疾病傷害
育成馬	×	○
繁殖馬	○	○

※収入保険と同時に加入できるのは、死亡廃用共済の繁殖馬と疾病傷害共済（育成馬・繁殖馬）です。

収入保険に係る税務・会計の取り扱い

保険料及び積立金、付加保険料（事務費）★加入者が負担する額

- ・ 保険料と付加保険料は、保険期間の必要経費（個人）または損金（法人）に計上します。（消費税は非課税）
- ・ 積立金は預け金となります。

保険金と特約補てん金 ★加入者へ補償される額

- ・ 保険金と特約補てん金のうち国庫補助相当分は、収入保険補てん収入として保険期間の雑収入に計上します。（消費税は不課税）
- ・ 特約補てん金のうち農業者の積立金は普通預金等となります。

収入保険の通知義務

下記の事項については組合への通知が必要です

(営農計画の変更通知)

- ・ 保険期間中に販売計画に変更が生じた場合（変更後1カ月以内）

(事故発生通知)

- ・ 死亡事故等収入減少が見込まれる事由が発生した場合（発生の都度速やかに）

※通知がない場合、免責となることがあります。

基準収入1,000万円、積立方式・保険方式とも支払率90%を選択した場合（令和5年適用）

基準収入 1,000万円 支払率90% ・積立方式 ・保険方式	90%		90%		90%		90%		100%	
	積立方式	10%	積立方式	10%	積立方式	10%	積立方式	10%	90%	
	保険方式	80%	保険方式	30%	保険方式	20%	保険方式	10%	80%	
			下限50% 補償なし		下限60% 補償なし		下限70% 補償なし			
下限設定			下限なし		下限50%		下限60%		下限70%	
補てん対象金額 （積立方式）			900,000円		900,000円		900,000円		900,000円	
保険金額 （保険方式）			7,200,000円		2,700,000円		1,800,000円		900,000円	
補償金額（限度）			8,100,000円		3,600,000円		2,700,000円		1,800,000円	
農家負担積立金			225,000円		225,000円		225,000円		225,000円	
農家負担保険料			84,852円		76,464円		66,960円		46,944円	
付加保険料(事務費)			22,320円		21,510円		20,700円		19,080円	
農家負担計			332,172円		322,974円		312,660円		291,024円	

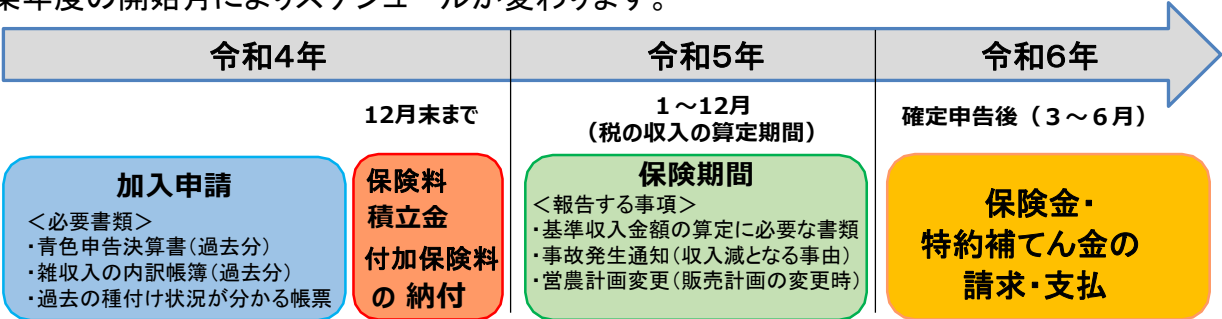
【農家負担積立金の計算】
積立補償額900,000円×1/4
【農家負担保険料の計算】
保険金額7,200,000円×1.1785%（下限なし）、1.062%（下限50%）、0.93%（下限60%）、0.652%（下限70%）
【付加保険料（事務費）の計算】※加入初年度で試算しています（補償金額×付加保険料率+4,500円）
補償金額8,100,000円×0.22%（下限なし）、0.21%（下限50%）、0.2%（下限60%）、0.18%（下限70%）+4,500円

上段のケースで保険期間の収入が400万円となった時の補てん額

基準収入 1,000万円 支払率90% ・積立方式 ・保険方式	90%		90%		90%		90%		100%	
	積立方式	10%	積立方式	10%	積立方式	10%	積立方式	10%	90%	
	保険方式	40%	保険方式	30%	保険方式	20%	保険方式	10%	80%	
			補償なし		補償なし		補償なし			
			収入 400万円		収入 400万円		収入 400万円			
下限設定			下限なし		下限50%		下限60%		下限70%	
特約補てん金			900,000円		900,000円		900,000円		900,000円	
保険金			3,600,000円		2,700,000円		1,800,000円		900,000円	
補てん金計			4,500,000円		3,600,000円		2,700,000円		1,800,000円	

加入・支払等のスケジュール

- ※ 保険期間が令和5年1月～12月の場合の例です。
- ※ 保険期間は青色申告の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は事業年度の1年間です。事業年度の開始月によりスケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払も可（最終の納付期限は保険期間の8月末）
※ 保険金等の受け取りが見込まれ、資金が必要な場合は無利子のつなぎ資金借入が可能